

賃金構造基本統計調査関係

賃金構造基本統計調査について

1 賃金構造基本統計調査の概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすること

(3) 調査の時期

6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について、7月に調査を行う。

(4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃 (平成24年分は平成25年2月21日公表)

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょを除く。)

(2) 産業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく16大産業[鉱業,採石業,砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、教育,学習支援業、医療,福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)]

(3) 事業所

5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

※常用労働者とは次の①~③のいずれかに該当するものである。

① 期間を定めずに雇われている労働者

② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者

③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を2次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用雇用労働者10人以上を雇用する民営の事業所の常用雇用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受けた。

(1) 事業所単位のデータ

【調査事業所数の状況】

	平成22年	平成23年	平成24年	合計
大阪市内	845所	840所	1,106所	2,791所

【主な調査項目】

- 産業分類番号（大分類、中分類）
- 企業規模番号
- 新規学卒者の初任給及び採用人数

(2) 個人単位のデータ

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		平成22年	平成23年	平成24年	合計
大阪市内	調査実人員	17,532人	17,087人	21,422人	56,041人
	母集団復元後	約75.3万人	約77.5万人	約95.9万人	約248.7万人

【主な調査項目】

- 性別 ○最終学歴 ○年齢 ○勤続年数
- 雇用形態
 - ※ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分
- 労働者の種類
 - ※ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分
- 役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）
 - ※ 企業規模常用労働者100人以上の事業所のみ
- 職種番号
 - ※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の一般的な事務・技術職と類似していると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働者を限定することが可能
- きまって支給する現金給与額（通勤手当の分離はできない）
- 超過労働給与額
- 前年1年間の賞与、期末手当等特別給与額
- 復元倍率

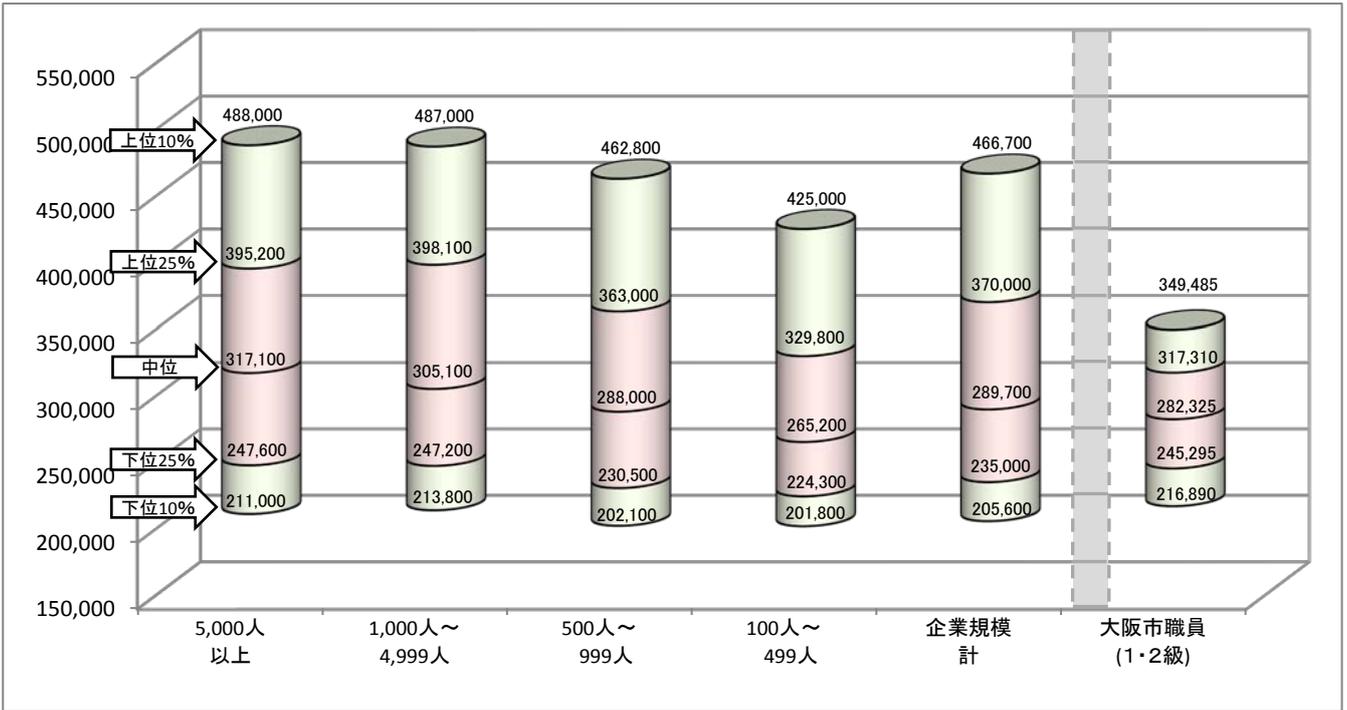
4 職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査との主な相違点

名称 (実施機関)	職種別民間給与実態調査 (人事院及び人事委員会)	賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)	
調査時点	月例給は4月 特別給は前年8月から当該年7月	月例給は6月 特別給は前年1月から12月	
調査期間	5月初旬から6月中旬	7月	
結果公表時期	当年8月に公表(人事院) 当年9～10月に公表(人事委員会)	翌年の3月頃に公表	
対象事業所規模	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所	常用労働者10人以上の事業所 (別途、企業規模5～9人かつ事業所規模5～9人についても調査している。)	
対象産業	平成25年より全産業 (公務等は除く)	全産業 (農林水産業、公務等は除く)	
母集団及び抽出数	平成22年から平成24年までの合計 大阪市：母集団 562,067人 調査実人員 50,000人 ⇒抽出率 約8.9%	平成22年から平成24年までの合計 大阪市：母集団 約248.7万人 調査実人員 56,041人 ⇒抽出率 約2.3%	
企業規模区分	50人以上 50人～99人、100人～499人、500人以上の 区分で集計あり	10人以上が基本 10人～99人、100人～999人、1,000人以上 の区分で集計あり(5人～9人について別 集計あり)	
調査対象労働者	基本	常勤の従業員(雇用期間の定めのない者 に限る)	常用労働者
	雇用形態	正社員・正職員のみ	正社員・正職員以外の労働者を含む (但し、項目により正社員・正職員とそ れ以外を区分)
	就労形態	短時間労働者は除く	短時間労働者を含む (但し、項目により一般労働者と区分)
	職種	事務・技術関係職種等公務と類似の職種 工員、販売員等公務と性質の異なる職種 は調査対象外 ※ 公民比較の対象となるのは事務・ 技術関係職種のみ	特に制限なし (鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、 製造業に属する労働者では、生産労働者 とそれ以外を区分。その他、事務・技術 を除く職種別集計あり。)
給与	月例給	4月分のきまって支給する給与、時間外 手当、通勤手当	6月分のきまって支給する給与、超過労 働給与(通勤手当額の分離不可)
	特別給	事業所単位の支給額⇒月数比較	労働者単位の年間支給額
役職段階	支店長・工場長、部長、次長、課長、課 長代理、係長、主任、係員の8段階	部長級、課長級、係長級、非役職者の4 段階 (企業規模100人以上に限る)	

※ 「短時間労働者」は、次のいずれかに該当するものである。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

第36表 民間企業従業員の所定内給与の分布状況（非役職者）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(1・2級)
上位10%	488,000円	487,000円	462,800円	425,000円	466,700円	349,485円
上位25%	395,200円	398,100円	363,000円	329,800円	370,000円	317,310円
中位	317,100円	305,100円	288,000円	265,200円	289,700円	282,325円
下位25%	247,600円	247,200円	230,500円	224,300円	235,000円	245,295円
下位10%	211,000円	213,800円	202,100円	201,800円	205,600円	216,890円

- (注) 1. 一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成22年から平成24年までの3年間の調査データで算出した。(以下、第40表まで同じ。)
2. 民間企業従業員の給与額はきまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。(以下、第40表まで同じ)
3. 大阪市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、地域手当、管理職手当、扶養手当、単身赴任手当基礎額及び住居手当の合計額(以下、第39表まで同じ。)

調査結果を給与額の高い方から順にならべ、その分布状況を示したものである。

①上位10%は、高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与額

②上位25%は、高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の給与額

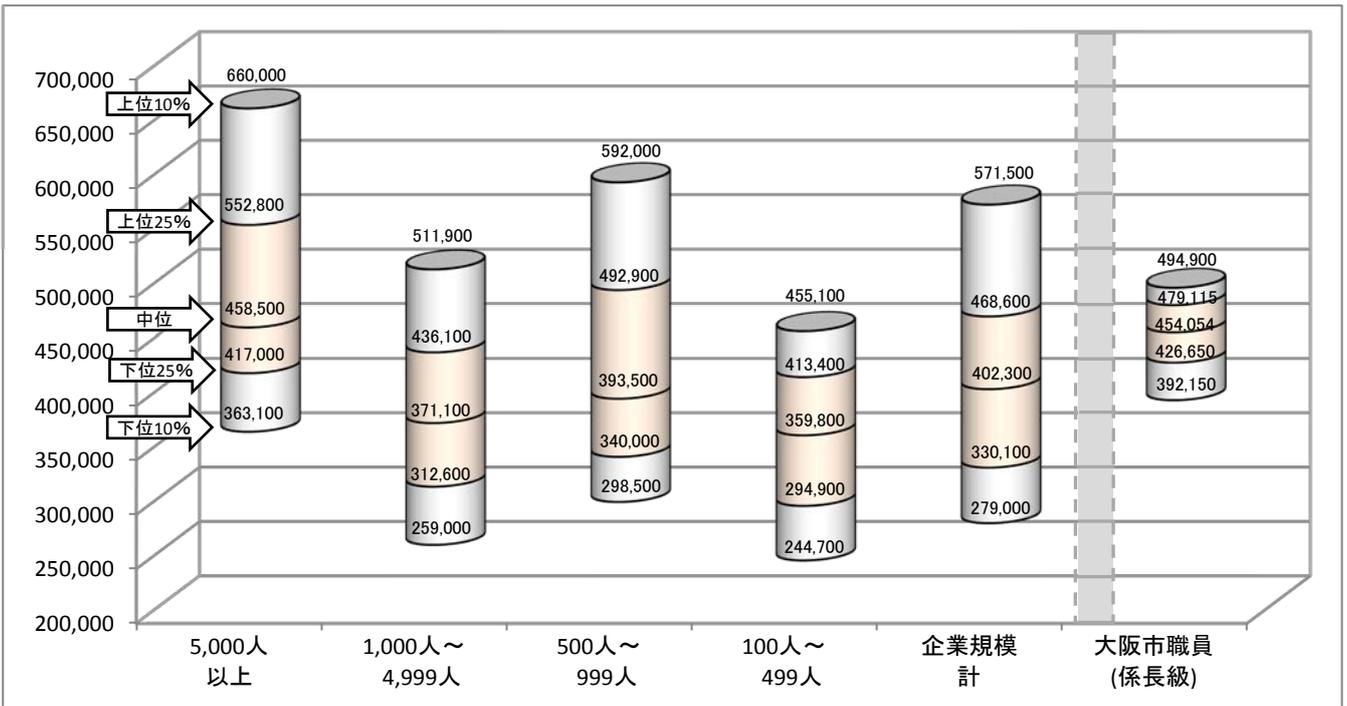
③中位は、高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与額

④下位25%は、低い方から数えて全体の4分の1に該当する者の給与額

⑤下位10%は、低い方から数えて全体の10分の1に該当する者の給与額

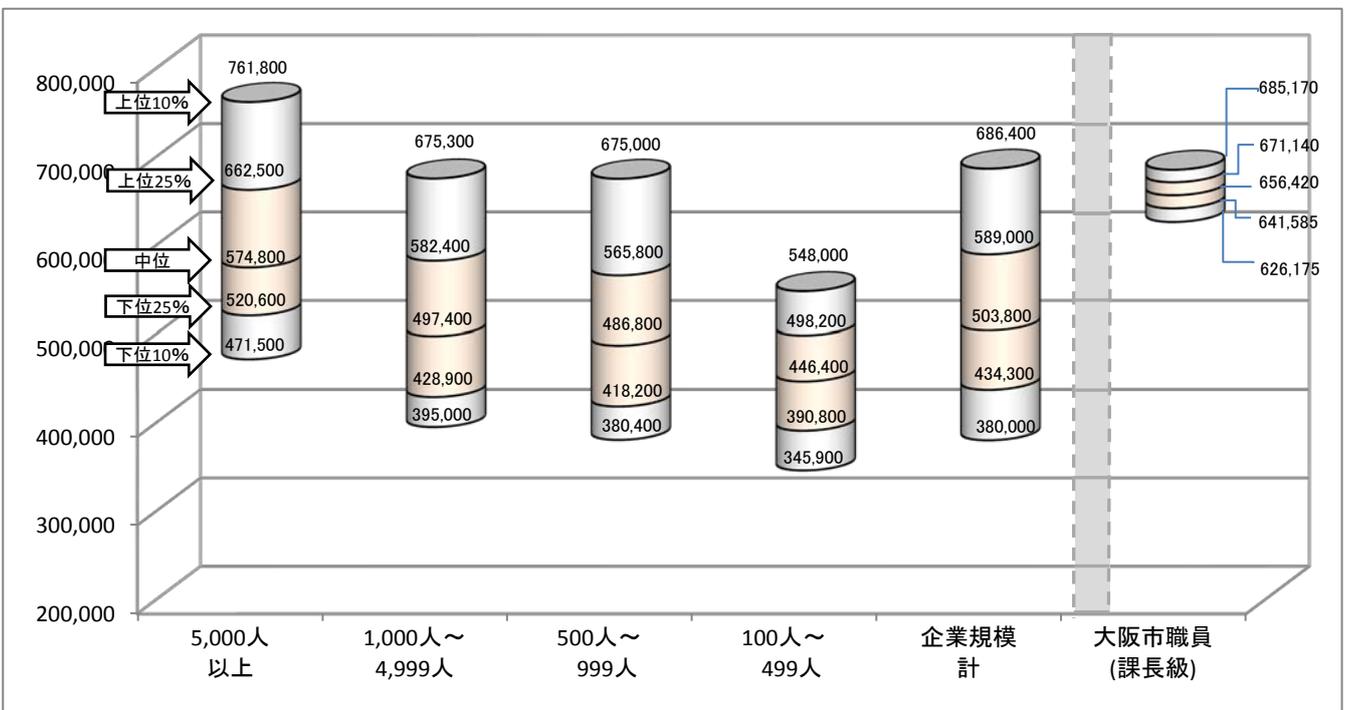
以下、第39表まで同じ。

第37表 民間企業従業員の所定内給与の分布状況（係長級）



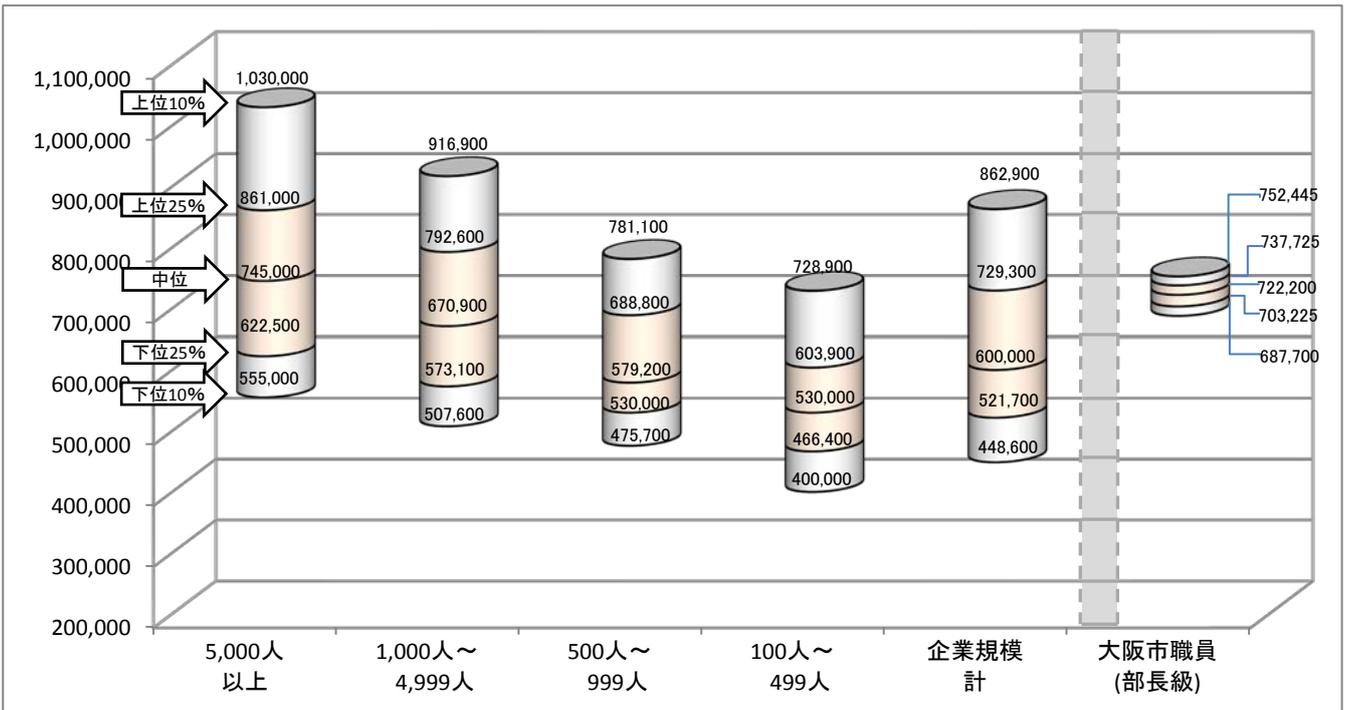
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(係長級)
上位10%	660,000円	511,900円	592,000円	455,100円	571,500円	494,900円
上位25%	552,800円	436,100円	492,900円	413,400円	468,600円	479,115円
中位	458,500円	371,100円	393,500円	359,800円	402,300円	454,054円
下位25%	417,000円	312,600円	340,000円	294,900円	330,100円	426,650円
下位10%	363,100円	259,000円	298,500円	244,700円	279,000円	392,150円

第38表 民間企業従業員の所定内給与の分布状況（課長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(課長級)
上位10%	761,800円	675,300円	675,000円	548,000円	686,400円	685,170円
上位25%	662,500円	582,400円	565,800円	498,200円	589,000円	671,140円
中位	574,800円	497,400円	486,800円	446,400円	503,800円	656,420円
下位25%	520,600円	428,900円	418,200円	390,800円	434,300円	641,585円
下位10%	471,500円	395,000円	380,400円	345,900円	380,000円	626,175円

第39表 民間企業従業員の所定内給与の分布状況（部長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(部長級)
上位10%	1,030,000円	916,900円	781,100円	728,900円	862,900円	752,445円
上位25%	861,000円	792,600円	688,800円	603,900円	729,300円	737,725円
中位	745,000円	670,900円	579,200円	530,000円	600,000円	722,200円
下位25%	622,500円	573,100円	530,000円	466,400円	521,700円	703,225円
下位10%	555,000円	507,600円	475,700円	400,000円	448,600円	687,700円

第40表 民間企業従業員及び本市職員のモデル給与例

その1 給与減額措置前

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		53～55歳	30～32年	722,484円	51～53歳	28～30年	665,298円
民間企業従業員 （企業規模） ②	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	894,407円	51～53歳	28～30年	675,806円
	1,000～ 4,999人の企業			758,317円			521,883円
	500～999人の企業			619,812円			503,780円
	100～499人の企業			547,665円			499,219円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 171,923円	51～53歳	28～30年	▲ 10,508円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 35,833円			143,415円
	500～999人の企業			102,672円			161,518円
	100～499人の企業			174,819円			166,079円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		39～41歳	16～18年	416,811円	29～31歳	6～8年	276,276円
民間企業従業員 （企業規模） ②	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	474,004円	29～31歳	6～8年	325,847円
	1,000～ 4,999人の企業			422,946円			302,904円
	500～999人の企業			380,100円			258,786円
	100～499人の企業			370,018円			267,733円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	▲ 57,193円	29～31歳	6～8年	▲ 49,571円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 6,135円			▲ 26,628円
	500～999人の企業			36,711円			17,490円
	100～499人の企業			46,793円			8,543円

- （注） 1. 年齢及び勤続年数は、本市職員の平均及び在職者数の最も多い階層を考慮して設定している。
 2. 大阪市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、地域手当、管理職手当、扶養手当、単身赴任手当基礎額及び住居手当の合計額

その2 給与減額措置後

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		53～55歳	30～32年	658,846円	51～53歳	28～30年	606,324円
民間企業従業員 （企業規模） ②	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	894,407円	51～53歳	28～30年	675,806円
	1,000～ 4,999人の企業			758,317円			521,883円
	500～999人の企業			619,812円			503,780円
	100～499人の企業			547,665円			499,219円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 235,561円	51～53歳	28～30年	▲ 69,482円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 99,471円			84,441円
	500～999人の企業			39,034円			102,544円
	100～499人の企業			111,181円			107,105円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与額	年齢	勤続年数	平均給与額
大阪市職員①		39～41歳	16～18年	392,616円	29～31歳	6～8年	265,988円
民間企業従業員 （企業規模） ②	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	474,004円	29～31歳	6～8年	325,847円
	1,000～ 4,999人の企業			422,946円			302,904円
	500～999人の企業			380,100円			258,786円
	100～499人の企業			370,018円			267,733円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	39～41歳	16～18年	▲ 81,388円	29～31歳	6～8年	▲ 59,859円
	1,000～ 4,999人の企業			▲ 30,330円			▲ 36,916円
	500～999人の企業			12,516円			7,202円
	100～499人の企業			22,598円			▲ 1,745円

- (注) 1. 年齢及び勤続年数は、本市職員の平均及び在職者数の最も多い階層を考慮して設定している。
 2. 大阪市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置後の給料月額、地域手当、管理職手当、扶養手当、単身赴任手当基礎額及び住居手当の合計額
 3. 大阪市職員は、給与減額措置として、給料月額（局長級▲14%、部長級・課長級・課長代理級▲11.5%、係長級以下▲3%～▲9%）及び管理職手当（▲5%）の減額が実施されている。